

# これであなたもエコマイスター

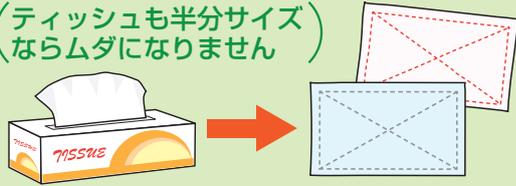
～ごみを出さない・減量化・資源化のコツ～

## ごみそのものを作らないアイデア

### ●ティッシュではなく、おしぼりを使う

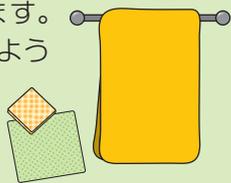
テーブルにおしぼり用のミニタオルをおいてみると、ティッシュやキッチンペーパーを使う回数がかなり減ります。

(ティッシュも半分サイズ)  
ならムダになりません



### ●ハンカチを持つようにする

トイレなどでペーパータオルの使用は、ごみをかなり増やします。各自がハンカチを持つようにするか、タオルハンガーを取り付けるようにしましょう。



### ●ダイレクトメールは断る

必要のないダイレクトメールは、未開封のまま「受取拒否」と書いてポストに入れると差出人に戻ります。

(開封してしまったら窓のセロファンを取りリサイクルへ。(雑紙類))



### ●乾燥剤をたんすの中に

食品パックなどに入っている乾燥剤をタンスやクローゼットに入れておくと、いやなおいよかびを防いでくれます。



## 減量化・資源化のアイデア

### ●プランターによる野菜くずの堆肥づくり

プランターの土に生ごみを埋め込むだけで、簡単に堆肥化できます。場所もとらず、管理の手間もほとんど不要で、花を育てた後の古い土が蘇ります。あなたも、生ごみ堆肥化にぜひ挑戦してみてください。

- ①プランターに土を入れます。植えていたものを抜取った後の古い土をそのまま利用されても結構です。次に、野菜くずを埋めるための穴を端から掘り、順に埋め込んでください。(プランターの側面が見えないようにして、完全に土の中に埋めてください。)
- ②野菜くずをいれます。
- ③米ぬか、EMボカシ等を、上面が隠れる程度にかけてください。



### ●生ごみのふた付き水切りバケツを利用

- ①二重で、内側が水切り用になっているバケツを用意
  - ②水が切れた後、コンポストまたは燃やせるごみ袋へ
- ・臭いも出ないし、夏場でも小バエは見られません。
  - ・週3回程度、バケツから出せば十分。



### ●すぐにきれいにし、分ける…各種の分別BOX

- ・1階と2階に小さな各種の分別BOXを設置
- ・ごみが出たら、すぐにきれいにし、分別BOXへ
- ・小さな分別BOXが満杯になったら、外の「指定ごみ袋などをセットした大きな分別箱」へ

分別資源化は、たまと大変。すぐに分けることがコツですね！



## ごみを減らす5つのR (3R+Refuse+Repair)

### Reduce リデュース

#### ごみの発生抑制

ものを大事にし、長持ちさせ、使い切りましょう。

### Reuse リユース

#### ものの再利用

不要になったものは使ってくれる人に渡しましょう。

### Recycle リサイクル

#### ごみの再資源化

不要になったら資源に戻して、循環させましょう。

### Refuse リフュース

#### ごみを増やさない

エコバッグを持参してごみを持ち帰らないようにしましょう

### Repair リペア

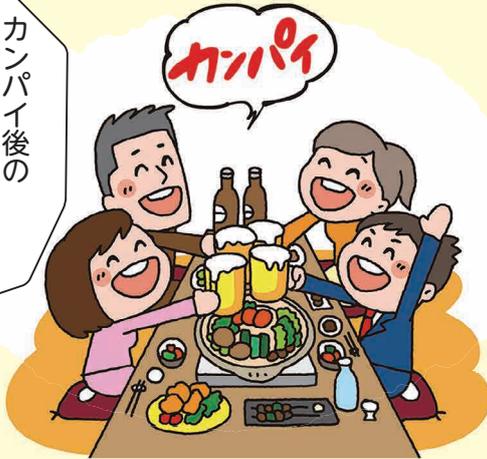
#### 修理して使い続ける

こわれても修理をして、長く愛用しましょう。

# 残さず食べよう! 30・10運動

宴会では、たくさんのお料理が残ってしまいがちです。「もったいない」ですよね。食べ残しを減らすために、「最初の30分間と最後の10分間」は自分の席についてお料理を楽しみ、「たべきり」で気持ちのいい宴会にしませんか?

カンパイ後の30分間は自分の席でお料理をいただきますよ!



お開き前の10分間も自分の席でお料理をいただきますよ!

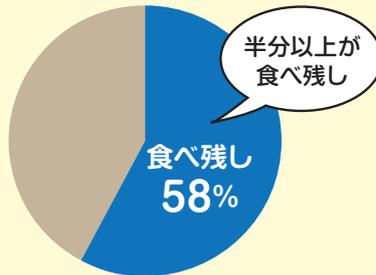


## 『もったいない』を大切にして ごみ減量を!

全国ではまだ食べられるのに廃棄されている食品(食品ロス)が年間646万トン\*あります。これは国連WEPによる世界全体の食糧援助量(約320万トン)の約2倍に相当します。「もったいない」と思いませんか? 食べ残しをしないことは「食への感謝」とともに、ごみの減量に向けた行動の1つです。信州の豊かな自然を次世代に残すために、1人ひとりの心掛けで、食品ロスを含むごみの減量にご協力をお願いします。

\*農林水産省及び環境省「平成27年度推計」  
(参考:消費者庁ホームページ)

### 飲食店等の「生ごみ」の構成



(出典:平成20年度農林水産省「外食・中食産業における食品ロス」について)

## 信州こみけんわっど

で、ジャンル・市町村別の協力店の検索が可能



協力店ステッカー



## 不法投棄は犯罪です。

**個人** 5年以下の懲役、1000万円以下の罰金またはこの併科

**法人** 3億円以下の罰金

決められた場所以外に廃棄物を捨てることは、法律で厳しく禁じられており、違反者は撤去を求められ重い刑罰が科せられます。

**ポイ捨ても不法投棄となります!!**



不法投棄するのは簡単ですが、その処分をしたり、自然を元に戻すことはとても大変なことです。みんなの宮田村だから、みんなで守りましょう!!



## ごみの焼却は禁止されています。

**個人・法人** 5年以下の懲役、1000万円以下の罰金またはその併科

ごみの焼却による環境汚染を防ぐため、以下の特例以外の野外焼却は禁止されています。

- ①法律に基づく病虫害防除のための焼却
- ②風水害、凍霜害、その他の自然災害の予防として必要なもの
- ③風俗習慣上または宗教上の行事としてのもの
- ④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの
- ⑤日常生活を営む上で通常行われる焼却で、軽微なたき火

**不燃ごみの焼却、または可燃物であっても構造基準や維持管理基準を満たさない焼却炉での焼却は一切禁止されています。**

### 家庭用焼却炉の基準

800度以上で燃焼できるもの・外気遮断状態で定量投入できるもの・温度計の設置・助燃装置の設置など